

宍粟市立山崎南小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめ防止のための基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある児童の尊厳を奪う決して許されない重大な人権侵害である。

本校では、いじめを容認しないという明確な姿勢を全教職員・児童で共有し、いじめを傍観せず、主体的に関わろうとする意識と行動を学校文化として醸成することに努める。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）が施行され、国と学校にいじめ防止基本方針の策定が義務づけられた。そこで、本校においても、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるという基本的認識のもと、本校児童が楽しく学校生活を送ることができるよう、「宍粟市立山崎南小学校いじめ防止基本方針」を定め、日常的にいじめの未然防止等に取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法 第2条」）

(3) いじめの基本認識

以下の特質を教職員が認識し、日々「未然防止」と「早期発見」、「早期対応」に取り組む。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方が経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑事法令に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係ではなく、いじめを助長する慣習、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者が存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者へ転換を促すことが重要である。

（令和7年3月改定 兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」）

2 いじめ防止のための本校の取り組み

(1) 「いじめ問題対策委員会」の設置

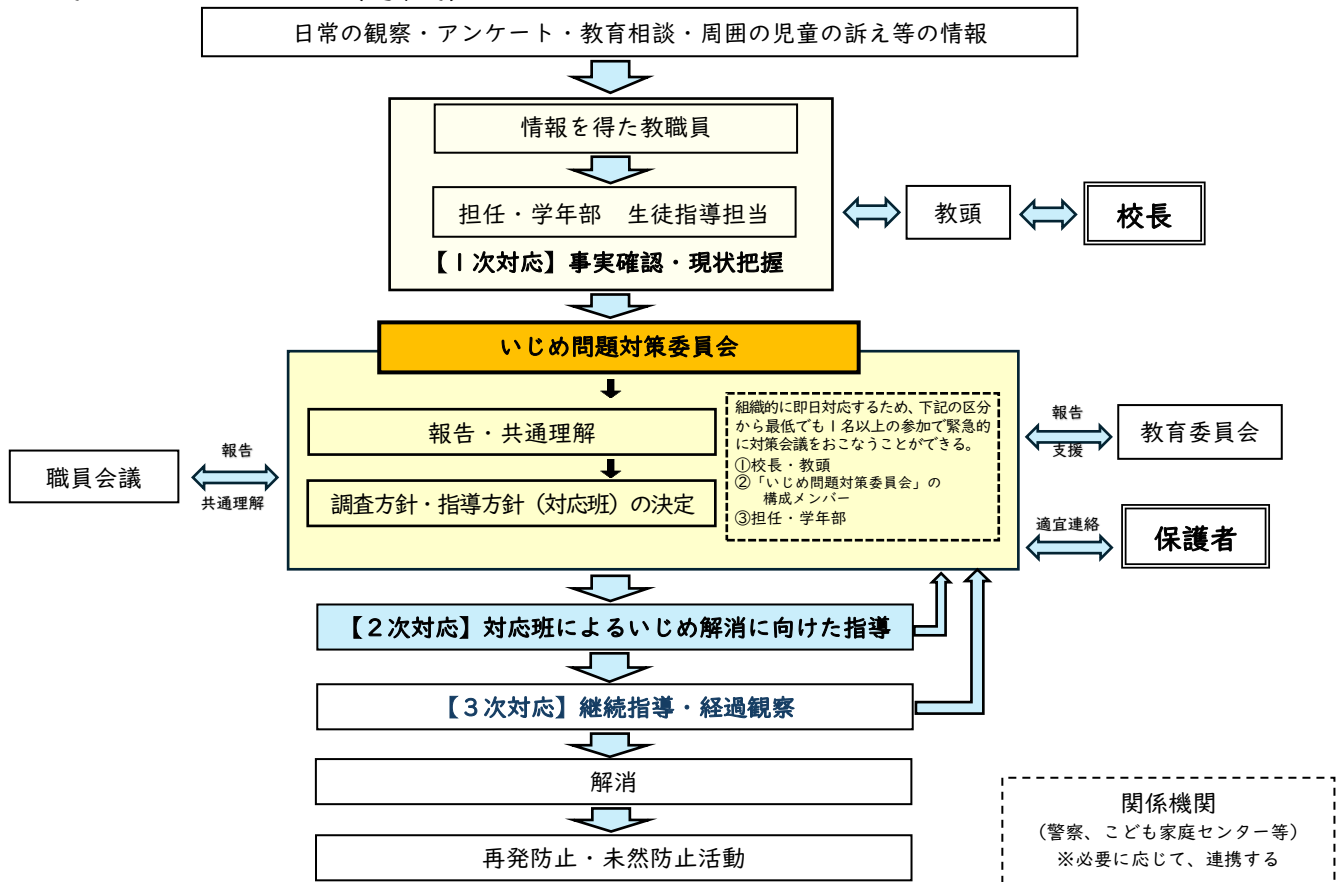
ア 構成メンバー

学校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・児童支援担当・特別支援コーディネーター・養護教諭（当該児童の担任）・（スクールカウンセラー）

イ 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成
- ② 実態把握や情報収集を目的とした取り組み
- ③ いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- ④ 事実関係の把握
- ⑤ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめをおこなった児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- ⑥ 保護者や地域社会への情報提供
- ⑦ いじめ防止基本方針の点検・見直し

ウ 対応のフローチャート（通常時）



(2) 未然防止

- ア 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
 - ①人権教育の充実
 - ②道徳教育の充実
 - ③情報モラル教育の推進
- イ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
 - ①児童の主体的な取り組みによるいじめを許さない集団づくり（児童会）
 - ②自己肯定感・自己有用感を高める教育活動
 - ・各教科の授業をはじめ、学級活動、学校行事で、それぞれの違いを認め合う機会をつくる。
- ウ 児童理解に基づく実態把握
 - ①学年部会における情報共有（いじめ早期発見のためのチェックリストを活用）
 - ②学校風土の把握に関するアンケート

(3) 早期発見

- ア 学期に1回以上実施するいじめ等の早期発見のための「いじめアンケート調査」
- イ 教職員と児童生徒との信頼関係の構築
 - いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上でありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間での会話や声かけ、ふり返りノートなどでの交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。
- ウ 家庭や地域との連携
 - 保護者アンケートや個別面談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の自治会や見守り隊、関係機関等とも連携を密におこない、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

(4) 早期対応

- いじめの疑いが生じた場合は「いじめ問題対策委員会」で速やかに会議・判断し、被害児童の安全確保を最優先に対応する。
 - ア いじめの疑いに関する共通理解・1次対応の確認
 - イ 調査方針、体制の決定
 - ウ 正確な事実関係の把握
 - エ 指導方針、指導体制の決定
 - オ 対応班によるいじめ解消に向けた指導（2次対応）

(5) ネット上のいじめの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童・保護者への啓発に努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態の意味については、次のとおりとする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法 第 28 条」)

(2) 教育委員会または学校による調査

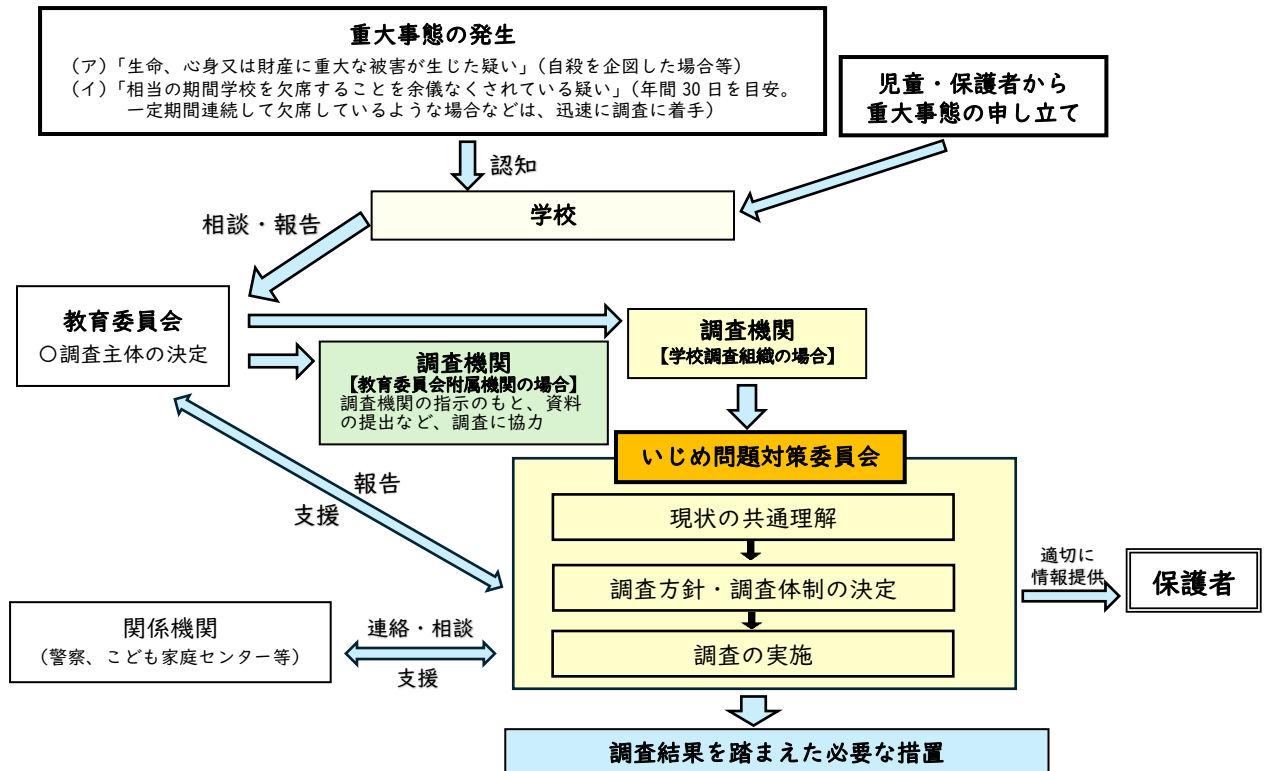
ア 重大事態の報告

学校が重大事態の疑いがあると判断した場合は、教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 調査の実施

- ①重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に相談・報告をする。なお、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合については、本人及び保護者から丁寧に聞き取りを行うとともに、上記(1)②と同様に、慎重かつ迅速に対応する。
- ②教育委員会と速やかに協議を行い、調査機関を決定する。
- ③上記②の協議において決定した対策委員会等の調査機関が主体となって、速やかに調査を実施する。

ウ 重大事態発生時における対応のフローチャート



(3) 調査結果の提供及び報告

学校は教育委員会と連携して、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について適時・適切に情報提供をする。

4 いじめ防止に係る年間計画

- 4月 いじめ指導方針・指導計画提案
新入生歓迎遠足（未然防止に向けた取り組み）
- 5月 家庭訪問（早期発見に向けた取り組み）
- 6月 小中連携で実施する代表委員会・児童集会（未然防止に向けた取り組み）
いじめアンケート（早期発見に向けた取り組み）
- 7月 学校風土の把握に関するアンケート（未然防止に向けた取り組み）
個別面談（早期発見に向けた取り組み）
- 8月 教職員研修「カウンセリングマインド」
- 11月 いじめアンケート（早期発見に向けた取り組み）
- 2月 児童集会（未然防止に向けた取り組み）
いじめアンケート（早期発見に向けた取り組み）
- 3月 いじめ基本方針の見直し、次年度への引継ぎ

※いじめ問題対策委員会における会議は、定期的に実施する。いじめが疑われる事案が起こった場合は直ちに開催する。